

時価等情報

有価証券関係

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区分	種類	令和6年9月期			令和7年9月期		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	692	704	11	151	152	1
	社債	500	501	1	-	-	-
	小計	1,192	1,205	12	151	152	1
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-	343	341	△ 2
	社債	2,410	2,391	△ 18	2,110	2,082	△ 27
	小計	2,410	2,391	△ 18	2,453	2,423	△ 29
合計		3,602	3,597	△ 5	2,604	2,576	△ 28

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位:百万円)

種類	令和6年9月期	令和7年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社株式	75	75
関連会社株式	-	-

3. その他有価証券

(単位:百万円)

区分	種類	令和6年9月期			令和7年9月期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,781	4,479	10,302	16,942	4,449	12,493
	債券	18,759	18,720	38	-	-	-
	国債	14,920	14,885	34	-	-	-
	地方債	2,140	2,138	1	-	-	-
	社債	1,699	1,696	2	-	-	-
	その他	379	350	29	398	350	48
	小計	33,920	23,550	10,370	17,341	4,799	12,541
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	72	77	△ 5	56	56	△ 0
	債券	128,066	130,389	△ 2,323	161,876	167,284	△ 5,407
	国債	53,751	54,122	△ 370	86,342	88,251	△ 1,908
	地方債	65,000	66,891	△ 1,891	55,016	58,250	△ 3,233
	社債	9,314	9,375	△ 61	20,517	20,783	△ 265
	その他	-	-	-	-	-	-
小計	128,138	130,466	△ 2,328	161,932	167,340	△ 5,407	
合計		162,059	154,017	8,041	179,274	172,140	7,133

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

種類	令和6年9月期	令和7年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	45	45
組合出資金	952	1,036

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前中間期及び当中間期における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

金銭の信託関係

該当ありません。

その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

区 分	令和6年9月期	令和7年9月期
評価差額	8,041	7,139
その他有価証券	8,041	7,139
その他の金銭の信託	—	—
(△)繰延税金負債	△ 2,440	△ 2,220
その他有価証券評価差額金	5,601	4,919